

平成28年6月10日「法人設立総会」議決

一般社団法人めぐろ観光まちづくり協会
会費規定

一般社団法人 めぐろ観光まちづくり協会

会 費 規 定

(目 的)

第1条 この規定は、一般社団法人めぐろ観光まちづくり協会（以下「この法人」という。）の定款第7条の規定に基づき、この法人の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 費)

第2条 この法人の会費年額は、「別表」のとおりとする。

- 2 前項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときは、これを免除することができる。

(会費の納期)

第3条 会費の納入は年1回とし、請求後3カ月以内に納入しなければならない。ただし、新規会員は入会時に納入するものとする。

- 2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から会費年額を自動引落としにより納入する。
- 3 前項の自動引落としを希望しない場合は、金融機関を利用しての振込みによるものとする。

(中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日属する月の翌月から年度末までの月数による。

- 2 前項の会費の納入は、請求書の到達後すみやかに納入するものとする。

(会費の滞納)

第6条 会員が定款第8条第5号に該当すると判断した場合、1ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(その他)

第7条 この規定に定めない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附則

- 1 この規定の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規定は、登記をした日から施行する。

別表（第2条関係）

種 別	法人会員	個人会員
正 会 員	1口 12,000円（1口以上）	1口 6,000円（1口以上）
賛助会員	1口 6,000円（1口以上）	1口 2,400円（1口以上）
名誉会員		なし

※事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日属する月の翌月から年度末までの月数による。